

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

整理番号	283	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	283)			提案分野	02_農業・農地

提案事項(事項名)

家畜防疫員の旅費に係る精算方法の見直し

提案団体

埼玉県、愛知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜防疫員の旅費について、派遣元が直接国に請求できるようにすること。
要請側の業務負担軽減のため、防疫業務手当や時間外勤務手当などについては、派遣元が負担すること。

具体的な支障事例

家畜伝染病予防法第 48 条の2第1項に基づく要請により、他の都道府県に家畜防疫員を派遣した場合、同条第3項により派遣に伴い要する費用(旅費等)は要請側が支弁することとされている。同条第4項により派遣側が一時繰替え支弁を行う場合がほとんどだが、要請側は派遣元自治体若しくは派遣者毎に精算事務が発生し、業務負担が増大する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

他県へ派遣した家畜防疫員の旅費等については、派遣先自治体の防疫対応が落ち着いてからの精算事務となり、算定根拠等の確認において派遣先、派遣元相互の事務が発生することから、旅費等の額の確定、派遣者への支払に時間を要する。
また、派遣先自治体においては、派遣を受けた他県の家畜防疫員の旅費等を合算して国予防費負担金の申請事務を行うこととなり、時間と労力がかかり過ぎている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第 48 条の2、第 60 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、兵庫県

○派遣要請側は、防疫措置に関わる業務を行いながら、派遣者の所要経費の取りまとめ及び支払い作業を行っているため、業務軽減の必要性を感じる。

派遣側としても自県で要した旅費を予防費の実績として報告することで、急ぎとりまとめを行う必要がなくなる。

各府省からの第1次回答

一般的には家畜防疫員は、任命された都道府県内において権限を行使するものであり、家畜伝染病予防法第48条の2第1項に基づく要請により派遣された家畜防疫員は、他の都道府県知事の指示又は命令の下で権限を行使するようになる。

この点、家畜伝染病予防費負担金として交付される家畜防疫員の旅費については、伝染病の発生があった都道府県が、防疫措置のために必要な経費として国に申請するものであり、派遣を要請した発生都道府県から申請いただくべきものと考えている。

また、旅費の支弁については要請側による支弁と派遣元による一時繰替え支弁を使い分けることが可能であるため、都道府県間で連携し、手続きの簡素化に努めてもらいたい。なお、ご提案のとおり派遣元からの申請を可能とした場合、派遣元において申請業務等の事務負担が発生することが予想される。

あわせて、都道府県防疫業務手当及び時間外勤務手当についても、派遣された家畜防疫員の勤務実態等を正確に把握可能である派遣先都道府県において適正に支給するものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

鳥インフルエンザを始めとして特定家畜伝染病は、毎年のように発生しており、その発生可能性についてすべての都道府県が等しくリスクを持っている。埼玉県においては、平成30年度から令和4年度までの5年間で職員を10人前後派遣し、令和元年には派遣先ともなっている。

ひとたび特定家畜伝染病が発生すれば、発生自治体は防疫措置に多大な労力を費やすことになる。防疫措置に要する経費の中で、家畜防疫員の派遣に係る旅費等の額は少額であることに比して事務処理は煩雑である。これらの経費を適正に支給すべきことは言うまでもないが、派遣先都道府県から防疫措置従事状況の情報を受ければ、派遣元都道府県において適正に支給することは可能であると考ええる。

第1次回答で指摘されているとおり、派遣元都道府県において、申請業務に係る事務その他の負担が発生する提案であることは承知しているが、都道府県相互に負担を分かち合っている現状を踏まえ、発生自治体に集中する事務負担の軽減を図る観点から再考いただき、要綱等の所要の変更をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
他の都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

家畜伝染病が発生した場合、地域の実態を最も把握している都道府県が、防疫措置を迅速に実施しまん延を防止する役割を担っており、そのために必要となる体制を構築する責務を負っている。したがって、他の都道府県の家畜防疫員の派遣に要する経費を含む、防疫措置に必要な経費は、疾病が発生した都道府県（以下、発生県という。）が支弁すべきものである。このことから、家畜伝染病予防費負担金（以下、負担金という。）の申請についても、発生県が行うべきものと解される。

一方、家畜防疫員の派遣に要する経費のうち、家畜防疫員の旅費については、負担金によりその全額を交付することが可能であることから、都道府県に実質の経費負担は生じないところ、提案のとおり、繰替え支弁をした派遣元都道府県（以下、派遣県という。）から交付申請を行うことは、発生県での事務負担の軽減につながる可能性がある。

したがって、繰替え支弁した派遣県において家畜防疫員の旅費に係る負担金の申請を行うことは、発生県及び派遣県双方の会計手続き上支障がなければ、それを妨げるものではない。

ただし、派遣県において交付申請手続きを行う場合、派遣県の予算状況や家畜伝染病の発生の時期によっては、追加の予算財源の確保や国に対する変更交付申請の手続き等が生じ、これらの対応が困難な場合も想定される。このことは迅速かつ円滑な家畜防疫員の派遣、延いては発生県における迅速な防疫措置の実施に支障をきたすことにつながりかねない。

派遣県から交付申請を行う際には、前述の懸念点も踏まえ、自治体間で事前に協議の上合意をする等、必要な措置を検討いただきたい。

なお、防疫業務手当や時間外勤務手当等については負担金の対象ではないため、上述の考え方に基づき、発生県が負担すべきである。また、これらを派遣県の負担とすることは、旅費以上に財源の確保が困難であることが想定され、一層家畜防疫員の派遣要請制度の妨げとなりうる。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【農林水産省】

（4）家畜伝染病予防法（昭26法166）

（i）家畜防疫員の派遣の要請（48条の2）に応じて派遣される家畜防疫員の旅費については、派遣をする都道府県と派遣を受ける都道府県の間での合意がある場合には、派遣をする都道府県からの家畜伝染病予防費負担金の交付申請を可能とし、都道府県に通知した。

[措置済み（令和6年10月8日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長事務連絡）]